

## ASEANにおける地域統合と、 サービス貿易の自由化及び資格の相互承認

本連載では、近年ますますそのビジネスを多角化させ、多様な会員を世界中から取り込み国際化することで、競争優位を保とうと試みる職業会計専門家団体の動きや、それを実現させるための新しい資格の創設、あるいは資格の相互承認の促進といった、会計プロフェッションをめぐる様々な国際的動向のうち、主要と思われるものについて紹介している。

連載第4回目は、ASEANにおける地域統合と、関連する会計資格の相互承認協定について紹介する。

なお、職業会計専門家資格や、職業会計専門家団体については、その発展の過程などから多様な制度が世界に存在し、日本の公認会計士制度とは異なる様相を呈するものが多数存在していることに留意が必要である。

### 1 はじめに

ASEANは1967年、域内における経済成長、社会・文化的発展の促進、地域における政治・経済的安定の確保、及び域内諸問題に関する協力を目的<sup>1</sup>として設立され、加盟国は1999年に現在の10か国<sup>2</sup>となり、東南アジア全域をカバーする政治・経済協力の枠組みとなっている。

特に、経済協力の分野では、1976年の第1回首脳会議で採択された「ASEAN協和宣言」を契機に域内経済協力が開始され、当初の外資に対する制限から、1985年9月のプラザ合意以降の日本からの直接投資の急増を背景とした多国籍企業の国際分業の進化、これに基づく外資依存・輸出指向の発展成長戦略への転換を

経て、1991年以降の政治経済構造の諸変化（中国の改革・開放に基づく急速な成長と中国における対内直接投資の急増、アジア太平洋経済協力（APEC）の制度化等）、さらには、1997年のアジア経済危機を背景として、域内の経済協力がさらに促進・拡大されてきた<sup>3</sup>。

### 2 ASEAN共同体(AC)構想とASEAN経済共同体(AEC)

ASEANは現在、2015年<sup>4</sup>までに、財・サービス・投資・熟練労働力の自由な移動に特徴付けられる単一市場・生産基地の構築を目指すとして、ASEAN安全保障共同体（ASC）、ASEAN経済共同体（AEC）、及びASEAN社会文化共同体（ASCC）の3つの共同体を柱とするASEAN共同体（AC）構想を打ち出している。

特に、AEC創設までの工程表として、統合に向けた分野ごとの達成目標やそのスケジュールを定めた「AECブループリント」<sup>5</sup>が発表されており、各加盟国内での実施を促進するための方策として、スコアカード（実施状況点検評価リスト）と事務局によるモニタリングが導入されている<sup>6</sup>。

スコアカードとは、各国ごとのブループリントの実施状況の点検評価リストで、各加盟国での進捗状況を公にすることで実施圧力を掛けるという狙いがあるとされている。これは、欧州連合（EU）と異なり、ASEANは内政不干渉・全員一致（コンセンサス）を原則<sup>7</sup>としているため、ASEANの決定には法的拘束力がなく、各加盟国のコミットメントなしには目標の実施が担保されないことが起因している。

AEC創設までの道程は以下の表1のとおりである。AECが創設されれば、総人口6億人（世界比率約9%）、平均実質GDP成長率約6%の成長市場が生み出されることとなるが、1人当たりGDPが50,000米ドルを超えるシンガポールから、1,000米ドルで推移するカンボジア、ミャンマーに代表されるようなメコン地域各国まで、ASEAN内の経済格差は依然として大きいと見られ、急激な統合ではなく、それぞれの国の成長ペースに合わせた統合が徐々に進んでいくものと考えられる<sup>8</sup>。

### 3 サービス貿易の自由化と資格の相互承認

#### 3-1 サービスに関する枠組み協定 (AFAS)

ASEANにおけるサービス分野の自由化に関しては、WTOサービス貿易一般協定 (GATS) の約束以上にサービス分野での自由化の範囲を拡大することを目標に、1995年に署名されたサービスに関する枠組み協

定 (AFAS) に基づき、現在分野ごとにパッケージにまとめて交渉が行われており、これまでに第8パッケージ<sup>9</sup>までが承認されている。AFASでは、GATS同様、サービス貿易を4つの形態に分類し（次頁表2参照）、そのそれぞれについて、各国が約束表において自由化を約束する分野のみを記載するというポジティブ・リスト形式<sup>10</sup>が採用されている。この約束表には、市場アクセス（国内市場への商品・サービスの市場参入の権利・方法）及び内国民待遇（相手国の国民や産品を自国の国民や産品と同等に取り扱うこと）について、各国において自由化の対象となる分野及び条件・制限が明記されている。

なお、サービス分野の障壁は、各国の諸制度や独自の文化・習慣にも関連する非関税障壁であるため、第8パッケージまで承認されているものの、制限は多くの分野で残されており、さらに、ASEANの内政不干渉・コンセンサス原則に基づき、実施可能な国から実施するという

「ASEANマイナスX方式」（ASEAN間で決定された特定の事項について、それに参加するとの意思表示をしない限り、参加しない国にはその決定の効力は適用されない）が採用されているため、柔軟な自由化が行われることとなっている。

会計・監査サービスに関しては、ASEAN加盟国の多くは、国内の人材等の育成等の観点から、例えば、国内の会計事務所への外国からの出資に対する制限やサービス提供者に対する居住要件、又は会計職業専門家資格取得において国籍制限を課すなど、現在も外国人による会計・監査サービスの提供に様々な制限を課しているため、今後、AFASの交渉が進展したとしても、これらの障壁がすぐには解消されることはないのではないかと考えられる。

各ASEAN加盟国の会計士制度の概略及び第8パッケージで合意された約束表は62頁の「参考」とおりである。

AECブループリントにおいては、AFASによるサービス自由化を目標として、AECが創設される2015年までに、先行する分野<sup>11</sup>以外の「その他全サービス分野のサービス貿易に関する実質的にすべての制限の除去」を伴うとしている。さらに、モード別では、第1モード（越境取引）及び第2モード（国外消費）は、例外を除き制限を撤廃、第3モード（拠点の設置）については、自由化されるものの、外資出資比率上限を70%以上とするとされている。第4モード（自然人の移動）については、相互承認協定（MRA：Mutual Recognition Agreement）など合意されたパラメーターに従って、交渉が進められている。

【表1】AEC創設の過程

1992年	ASEAN自由貿易地域 (AFTA) 合意
1993年	AFTA関税引下げ開始
1996年	サービスに関する枠組み協定 (AFAS)
1997年	ASEANビジョン2020
1998年	相互承認枠組み協定
2003年	第2 ASEAN協和宣言
2007年	優先分野関税撤廃 (ASEAN 6)
2007年	AECブループリント採択
2008年	ASEAN憲章発効
2009年	ASEAN物品貿易協定、ASEAN包括的投資協定調印
2009年	ASEAN政治・安全保障共同体、社会・文化共同体ブループリント採択
2010年	ASEAN 6 域内関税撤廃
2012年	優先分野関税撤廃 (ASEAN 4)
2015年 (予定)	ASEAN 4 域内関税撤廃 域内サービス貿易自由化 AEC創設

(出所) 石川 (2009) より作成

【表2】 サービス貿易の4 態様

態 様	内 容	典型例	典型例のイメージ図
1. 国境を越える取引 (第1モード)	いずれかの加盟国の領域から他の加盟国の領域へのサービス提供	○電話で外国のコンサルタントを利用する場合 ○外国のカatalog通信販売を利用する場合など	
2. 海外における消費 (第2モード)	いずれかの加盟国の領域内におけるサービスの提供であって、他の加盟国のサービス消費者に対して行われるもの	○外国の会議施設を使って会議を行う場合 ○外国で船舶・航空機などの修理をする場合など	
3. 業務上の拠点を通じてのサービス提供 (第3モード)	いずれかの加盟国のサービス提供者によるサービスの提供であって他の加盟国の領域内の業務上の拠点を通じて行われるもの	○海外支店を通じた金融サービス ○海外現地法人が提供する流通・運輸サービスなど	
4. 自然人の移動によるサービス提供 (第4モード)	いずれかの加盟国のサービス提供者によるサービスの提供であって他の加盟国の領域内の加盟国の自然人の存在を通じて行われるもの	○招聘外国人アーティストによる娯楽サービス ○外国人技師の短期滞在による保守・修理サービスなど	

注) イメージ図の記号 ●: サービス提供者、▲: サービス消費者、■: 業務上の拠点、◆: 自然人  
○△□◇: 移動前、◀-----: サービス提供、◀-----: 移動、◀-----: 拠点の設置

(出所) 外務省 [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/service/gats\\_5.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/service/gats_5.html)

### 3-2 会計・監査サービス資格の相互承認枠組み協定とその見直し

AEC創設に向けた、物品貿易・サービス貿易・投資に従事する自然人の移動を促進するための第4モードに関する制限の緩和については、サービスの自由な移動を達成するためとして、ASEAN域内での資格の相互承認(MRA)にも積極的に取り組まれており、2005年にエンジニアリング・サービスに関するMRAに署名したことを皮切りに、看護、建築、

会計・監査サービス、測量、開業医、歯科医についてのMRA(枠組み協定を含む)に署名している。

会計・監査サービスについては、2009年2月にMRA枠組み協定「ASEAN Mutual Recognition Arrangement Framework on Accountancy Services」<sup>12</sup>が締結されている。これは、WTOが1997年に公表した会計分野における相互承認ガイドライン<sup>13</sup>を参考にしたもので、他国(団体)の資格等の承認の手續や教育、実務経験に関する要求事項等を

モデルとして示し、各国の規制当局や会計専門家団体がこれを参照することでASEAN加盟国間等におけるMRA交渉の円滑化を目的として制定されたものである。この枠組み協定が制定された2009年以降では、マレーシア会計士協会(MIA)とインドネシア会計士協会(IAI)によるMRAを除いてASEAN10か国の会計専門家団体間でこの枠組み協定に基づいてMRAを締結した例はほかになく、資格の相互承認についての目立った進展はみられなかった。

なお、2015年のAECの完成に向け、この枠組み協定も現在見直しが行われており、ASEANサービス協調委員会（ASEAN Coordinating Committee on Services）の下、ASEAN各国の規制当局や会計専門家団体が参加する検討会合「Meeting of the Professional Regulatory Authorities (PRA) of the Mutual Recognition Arrangement (MRA) Framework on Accountancy Services」が設置されている。

現在確認できる枠組み協定の見直しドラフトにおいて最も興味深いことは、新しいASEAN地域の共通資格として「ASEAN Chartered Professional Accountant (ACPA)」を創設し、ACPA資格保持者のASEAN域内の移動を活発化・自由化させようとする試みである。これは、ASEAN域内の規制当局・会計専門家団体から付与された資格を保持している会計職業専門家等で、所定の要件<sup>14</sup>を満たす者に対してACPA資格を付与し、この資格保持者に限ってASEAN加盟国内における自由なサービス提供を認めようというものである。原則として、ACPA資格を希望する者は、原資格国の監視委員会（Monitoring Committee）に申請を行い、監視委員会は、所定の評価原則及び手続に則り当該申請者へのACPA資格付与に関する評価を行った後、その結果をACPAの制度運営と名簿管理を行うASEAN Chartered Professional Accountant Coordinating Committee (ACPACC)へ送り、ACPACCはこの結果に基づき精査の上、当該申請者にACPA資格を付与するかどうかの決定を行うこととなっている。

ACPA資格保持者は、サービス提供を行うことを希望するASEAN各

加盟国の規制当局又は会計専門家団体に対して、登録外国会計士（RFPA：Registered Foreign Professional Accountant）としての登録を求めることができ、この登録が認められれば、登録先の国において、サービス提供が別途国内法により規制されている分野（監査サービスなど）を除き、会計・監査関連サービスの第4モードによる提供が可能になる。サービス提供形態については、独立した事務所を設置した上でのサービス提供は認められず、現地会計士とのパートナーシップに限るなどの制限が検討されている。

各国に設置される監視委員会は、資格保持者に代わりACPA資格申請をACPACCに行うことのほかにも、自国の会計士でACPAを付与された者の継続的専門能力開発（CPD：Continuing Professional Development）の状況の確認を行ったり、その他、自国のACPA資格保持者が、ACPA資格停止要件に該当するような場合に、資格停止に係る連絡をACPACCにするなどの責務を負う予定となっている。

現在見直し中の本協定についても「ASEANマイナスX方式」が採用されるため、署名された協定に参加するとASEANに通知しない限りは各加盟国に自動的にその効力が発せられることはなく、現時点ではどのASEAN加盟国が参加するのか（する予定なのか）明確ではない。ただし、ASEAN加盟国の規制当局及び職業会計専門家団体は、この新しい制度の導入に向けて積極的な検討を行っている模様で、ASEAN会計士連盟（AFA：ASEAN Federation of Accountants）においても、各国の教育や資格制度を同じレベルに揃え、

ACPAの導入を促進するための措置を検討するための特別委員会が設置されている（特別委員会のメンバーは、フィリピン（議長）、インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイのAFA正会員のほか、アソシエイト会員の英国勅許公認会計士協会（ACCA）、CPA オーストラリア（CPA Australia）及びイングランド・ウェールズ勅許会計士協会（ICAEW）から選出されている。）。

#### 4 おわりに

ASEAN加盟国によって検討されているACPA資格の創設による資格の相互承認は、例えば、会計職業専門家団体間で締結されている資格の相互承認協定に一般的な方式である、一定の要件を満たした他国の職業会計専門家に、自国の職業会計専門家資格を付与する方式とは異なり、共通の新しい資格を導入し、「外国」会計士として区別した上で、これら「外国」会計士に特定のサービス提供を制限付きで認める制度である。これは、発展途上にある自国の人材や市場等の育成のために、外国からの国内への浸食をできる限り抑えつつ、一定程度を国内に受け入れることで経済成長に伴い不足が顕著となっている会計人材を補い、全体として会計監査の基盤の強化を図りAEC全体の成長に貢献することを目的としていると考えられる点で、非常にASEANらしい資格の相互承認制度となっていると思われる。

ただし、前述のとおりASEANには、1人当たりGDPが50,000米ドルを超え、会計専門家資格プログラムの見直しによる資格の国際化を図っているシンガポール<sup>15</sup>から、1人当

たりGDPが約1,000米ドルで推移し、公認会計士制度も国際標準化の過渡期にあるカンボジア、ミャンマーに代表されるようなメコン地域各国まで多様な国があるため、今後、このACPA資格が各国でどのように受け入れられ活用されていくかについて注視が必要であると考え。また、特にASEANでは、伝統的に規制当局が資格を付与する国家資格制度の下、会計職業専門家資格が運営されてきた国が多く、職業会計専門家団体の機能が十分でなかった国が多いため、経済成長に合わせた公認会計士制度の改革の中で、職業会計専門家団体の機能強化も喫緊の課題となっている。

日本とASEANの経済関係は、AECの創設によってますます緊密化されることが予想され、ASEAN地域への日本企業のさらなる進出に伴い、日本の公認会計士に求められる役割もさらに増加していくことが予想されることから、ASEANにおけるサービス貿易の自由化や資格の相互承認に関する動きについても、引き続き、情報収集に取り組んでいるところである。

(日本公認会計士協会事務局

渡場友絵)

<注>

- 1 外務省2008年版「ASEAN概要(基礎知識)」[http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/pdfs/gaiyo\\_02.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/pdfs/gaiyo_02.pdf)
- 2 インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ(以上、先進ASEAN6)、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア(以上、後発ASEAN
- 3 清水一史(2009)「序論 世界経済の構造変化とASEAN経済統合:域内経済協力のAECへの進化と東アジアへの拡大」、『ASEAN経済共同体 東アジア統合の核となりうるか』ジェトロ
- 4 当初は2020年とされていたが、2007年の第12回ASEAN首脳会議において、ASEAN共同体の成立を5年前倒して2015年とすることが宣言された。2012年11月のASEAN首脳会議においては、AECの構築目標を2015年1月1日から2015年12月末へと先延ばしすることが決定している。
- 5 AEC Blueprint <http://www.asean.org/archive/5187-10.pdf>
- 6 石川幸一(2009)「ASEAN経済共同体とブループリント」、『ASEAN経済共同体 東アジア統合の核となりうるか』ジェトロ
- 7 ASEANの内政不干渉・コンセンサス原則は、ASEAN方式と呼ばれる。ASEAN方式については、吉川敬介(2009)「ASEAN経済協力の始動要因とASEAN Way-国際情勢への対応と機構的特殊性」(横浜国際社会科学研究所 第14巻 第1・2号(2009年8月))参照
- 8 ASEANに関しては、その経済概要と数十年間のASEANの変化を鳥瞰できる資料として、国際機関日本アセアンセンター作成の「ASEAN情報マップ」(<http://www.asean.or.jp/ja/asean/known/base/outline/6.html>)などがある。
- 9 AFASに基づく第1~第8パッケージにおける合意等については、ASEAN事務局ウェブサイト参照 [http://www.asean.org/communities/asean-socio-cultural-community/](http://www.asean.org/communities/asean-socio-cultural-community/item/asean-framework-agreement-on-services-2)
- 10 サービス貿易と関連する用語等に関しては、経済産業省ウェブサイト参照 [http://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/epa/tis/info.html](http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/tis/info.html)
- 11 ①農業産品、②自動車、③エレクトロニクス、④漁業、⑤ゴム製品、⑥繊維・アパレル、⑦木材産品、⑧航空旅行業、⑨e-ASEAN(情報通信技術)、⑩保健医療、⑪観光(後にロジスティックサービスが追加され、12優先統合分野となった。)
- 12 ASEAN Mutual Recognition Arrangement Framework on Accountancy Services <http://www.asean.org/communities/asean-economic-community/item/asean-mutual-recognition-arrangement-framework-on-accountancy-services-3>
- 13 WTO Guidelines for Mutual Recognition Agreements or Arrangements in the Accountancy Sector [http://www.wto.org/english/news\\_e/pres97\\_e/pr73\\_e.htm](http://www.wto.org/english/news_e/pres97_e/pr73_e.htm)
- 14 ASEAN各国の規制当局等により付与される会計専門家資格を保持している者等で、資格取得後3年以上の実務経験があり、所定の要件(CPD)を満たしていること。また、倫理規程等の行動規範に関連して処分履歴がないこと等がその要件として挙げられている。
- 15 シンガポールの新しい勅許会計士制度については、「会計・監査ジャーナル」2014年5月号63~70頁参照。

【参考：ASEAN10か国の会計職業専門家資格制度の概略及び第8パッケージで合意された約束表の内容】

会計職業専門家資格制度					
国名	規制当局	団体名	会員数	資格取得制度（概要）	AFAS第8パッケージ上の約束（概要） <sup>i</sup>
ブルネイ	財務省	ブルネイ公認会計士協会（BICPA）	約60人	ブルネイには、現時点では独自の公認会計士制度はなく、オーストラリア、カナダ、イギリス、アイルランド、スコットランド及びニュージーランドの所定の職業会計専門家団体の会員資格を保持していることが、公認会計士監督委員会（PAOC）への登録要件となっている。登録証の有効期限は1年で、毎年更新が必要。そのほか、21歳以上であること。	第1モード及び第2モードによるサービス提供については、外国に拠点を置く監査人についても、公認監査人として財務省に登録すれば、ブルネイ国内企業の監査が可能。公認監査人として登録するには、左記記載の各団体の資格保持者であることが求められる。第3モードに関しては、監査事務所をブルネイ国内に設置する場合は、企業登記所に届けた上で主要な居住地をブルネイ国内に設けなければならない。第4モードについては、約束しない。
カンボジア	経済財務省 国家会計審議会（NAC）	カンボジア公認会計士監査士協会（KICPAA）	約300人	カンボジアでは、公認会計士試験は実施されておらず、独自の公認会計士制度の発展が遅れていたため、申請に基づき、適格と認められる者には、追加的な試験等の要件を課すことなく、資格を付与するような制度になっていた。そのため、ほとんどのカンボジア公認会計士（監査人）が外国人あるいは外国の公認会計士資格を保持するカンボジア人であり、主としてACCAやCPA Australiaの資格保持者がそのほとんどを占め、国籍にかかわらず会計監査業務を提供することが認められていた。しかしながら、2010年、経済財務省が監査業務の提供をKICPAA所属のカンボジア国籍保持者に限定したとの情報がある。カンボジア独自の公認会計士試験や会計教育制度については、現在構築中とのことである。	第1モードによるサービス提供については、監査サービスを提供する場合には、カンボジアに商業拠点を設ける必要があるが、第2モード及び第3モードについての制限はない。第4モードについては、約束しない。
インドネシア	財務省	① インドネシア会計士協会（IAI） <sup>ii</sup> ② インドネシア公認会計士協会（IAPI） <sup>iii</sup>	① 約13,000人 <sup>iv</sup> ② 約1,300人	公認会計士となるためには、まず財務省の名簿に登録される登録会計士となる必要があり、登録会計士となるためには、会計学士号を取得した後、認定大学で実施される会計専門教育プログ	第1モード及び第2モードによるサービス提供には特に制限はないが、第3モードによるサービス提供について、外国法人が事務所をインドネシア国内に設置する場合の出資比率は、51%

国名	規制当局	団体名	会員数	資格取得制度（概要）	AFAS第8パッケージ上の約束（概要） <sup>1</sup>
				ラムを修了する必要がある。登録会計士資格保持者には、IAPIの実施するインドネシア公認会計士試験の受験資格が与えられる。公認会計士資格取得に求められる実務経験は、会計、監査又は財務報告の分野で3年以上。さらに、監査人として監査報告書に署名するためには、居住要件や実務経験に関する要件を満たした上で、財務省の登録公認会計士（Registered Public Accountant）となる必要がある。	までとされている。第4モードについては、約束しない。監査人として監査報告書に署名するための要件については、左記のとおり。
ラオス	財務省	ラオス公認会計士協会（LICPA）	約170人	ラオスにおける資格の取得には、財務省からの委託でLICPAが実施する6か月間の研修と試験への合格が求められている模様である。なお、ラオス国家大学に2012年に初めて財務会計や監査及び税務コースが導入されたこともあり、確固とした会計人材育成や資格制度の確立が求められている状況にある。	第1モード及び第2モードによるサービス提供には特に制限はないが、第3モードによるサービス提供については、相互承認協定がある場合には、ラオス国内での業務提供が認められる。外国の専門家で、必要な教育要件を満たしていると認定される者、ラオス国民の雇用要件を満たす場合、ラオス国民である従業員への継続的な研修を提供する場合で財務省から認定証を取得した場合には、一定の制限の下、サービス提供を行うことができる。そのほか、事務所等の拠点をラオス国内に設置する場合の形態及び出資制限並びに許可要件等が会計監査帳簿作成サービスのほか、税務コンサルティング業務に対しても別途定められている。第4モードについては、約束しない。
マレーシア	マレーシア会計士協会（MIA）及び財務省	① マレーシア会計士協会（MIA） ② マレーシア公認会計士協会（MICPA）	① 約30,000人 ② 約3,100人	MIAは、主に会計事務所等における会計監査業務（Public Accounting）に従事する者が多い一方、MICPA資格保持者は主に企業等において勤務する者が多い。MIAの資格を取得するには、マレーシア国内の大学等において、会計学士号を取得していることのほか（外国の専門家の場合には、マレーシア会計士法に定める諸外国団体の会員資格を有していること）、MIAの実施す	第1モード及び第2モードによるサービス提供には特に制限はないが、第3モードによるサービス提供については、マレーシア国内に事務所等の拠点を設置する場合は、マレーシア会計士又は事務所とのパートナーシップによってのみ可能で外国からの出資は51%まで（税務サービスの場合は49%まで）に制限されている。第4モードに関しては、各法人内の外国の専門家の数は

国名	規制当局	団体名	会員数	資格取得制度（概要）	AFAS第8パッケージ上の約束（概要） <sup>1</sup>
				<p>る試験に合格し勅許会計士事務所、あるいは、政府機関、銀行、保険会社、地域組織、その他関連する専門団体において3年の実務経験を積む必要がある。このほか、会計監査人（company auditors）になるためには、財務省に登録を行う必要があり、MIAの資格を有する勅許会計士であるほか、開業免許を保持していることや実務経験などの要件が課される。</p>	<p>8名以内（税務サービスの場合は2名以内）となっている。会計監査人となるための要件については、左記のとおり。</p>
ミャンマー	ミャンマー会計審議会（MAC）	ミャンマー公認会計士協会（MICPA）	約600人 <sup>1</sup>	<p>CPA資格取得希望者は、ミャンマー国内の大学において商学学士号を取得した後、大学の最終成績表を添えてMACの実施する会計士養成プログラムへ応募する。応募できる者は、ミャンマー国籍保有者に限る。MACによる選考に合格した者に対しては、MACによる費用負担の下、2年間の会計士養成プログラムが実施される。実務経験は、当該養成プログラム期間中に実施する。監査業務を行おうとするCPAは、さらに2年間の監査業務についての実務経験を積んだ上で、開業会計士（Practicing Accountant）としてMACに登録する必要がある。</p>	<p>第1モード及び第2モードによるサービス提供には特に制限はないが、第3モードによるサービス提供について、ミャンマー国内で業務を行おうとする外国の専門家は、外国投資法上の制限を満たした上で、ミャンマー公認会計士との合弁又はパートナーシップによる拠点の設置が推奨される。ただし、外国の専門家は、その出身国の資格を保持し開業登録をしていなければならない。第4モードについては、約束しない。</p>
フィリピン	専門家規制委員会（PRC） 会計審議会（BoA）	フィリピン公認会計士協会（PICPA）	約23,000人	<p>フィリピン公認会計士になるためには、フィリピン高等教育委員会（CHED）の認定する大学等において、会計学学士号を取得した上で、最低3年以上の実務経験を積み、公認会計士試験に合格する必要がある。その他、資格の取得には、フィリピン国籍を有していることが求められる。</p>	<p>第1モード及び第2モードによるサービス提供には、原則として特に制限はないが、第3モードによるサービス提供について、会計業務を提供しようとする外国の専門家及びパートナーシップは、PICPAに登録しなければならない。また、会計業務に従事する公認会計士には、3年以上の実務経験が必要。そのほか、MRAなどの取決めによって別途認められた者、出身国において、フィリピン公認会計士が業務を認められている場合に限り、第4モードによるフィリピン国内での業務の提供が認められる。</p>

国名	規制当局	団体名	会員数	資格取得制度（概要）	AFAS第8パッケージ上の 約束（概要） <sup>1</sup>
シンガポール	会計及び企業 規制当局 (ACRA)	シンガポール勅 許会計士協会 (ISCA)	約27,000人	シンガポール会計委員会 (SAC)の認定する大学等の 会計学士号取得者で（会計 学士号以外の分野で学士号 を取得している場合は、別 途基礎プログラムを修了す ること）、専門会計教育プロ グラムを修了し、認定事務 所での3年の実務経験を積 んだ者はシンガポール勅許 会計士の資格を取得するこ とができる。ただし、会計士 として監査報告書に署名で きる資格(Public Accountant 資格)の取得には、別途の実 務経験等の要件が課される。	原則として、会計監査、帳 簿作成及び税務サービスの 提供については、第1モー ド及び第3モードによるサー ビス提供について制限はな いが、Public Accountantと しての業務を行う場合には、 シンガポール国内への居住 (又は事務所のパートナー のうち最低1人の居住)が 必要。第4モードについて は、企業内転勤等によるも の以外は、約束しない。
タイ	会計専門家監 督委員会	タイ会計専門家 連盟 (FAP)	約50,000人（う ち、CPAは10,000 人程度）	学歴要件として、タイ国内 又はその他外国の認定大学 からの会計学士号が求めら れる。また、商務省会計専門 家監督委員会の実施する公 認会計士試験に合格し、会 計事務所における3年間の 実務経験（監査人となる場 合には、監査事務所におけ る2,000時間以上の実務経 験）が必要とされる。そのほ か、タイ国居住者で、タイ語 が流暢であること。20歳以上。	第1モード及び第2モー ドによるサービス提供には、 原則として特に制限はない が、第3モードによるサー ビス提供について、外国か らの出資は49%までで、外 国株主は当該法人の株主数 の半数以下でなければなら ない（帳簿作成サービスの 場合は51%で、法人形態は 合弁会社に限定される。）。 第4モードについては、約 束しない。
ベトナム	財務省	① ベトナム会 計・監査協 会 (VAA) <sup>vi</sup> ② ベトナム公認 会計士協会 (VACPA) <sup>vii</sup>	① 約8,000人 ② 約1,200人	公認会計士の資格を取得す るためには、原則として、 金融、会計又は監査の分野 における学士号を取得した 上で、ベトナム財務省の実 施する公認会計士試験に合 格すること。また、試験受 験までに、金融又は会計に 関する5年以上の実務経験、 又は監査事務所での監査ア シスタントとしての経験4 年以上が必要とされる。そ のほかに、会計資格として 経理責任者 (Chief Account- ant) や会計実務証明 (ac- counting practice certificate) などの資格もあるが、監査 業務に従事できる者は公認 会計士資格保持者に限定さ れる。	第1モードから第3モー ドによるサービス提供には原 則として特に制限はないが、 第4モードについては、1 年以上ベトナムに居住して いること、ベトナム財務省 により付与された監査人証 明書、又はベトナム財務省 が認める外国の機関から会 計・監査資格を付与されて おり、ベトナム法及び規制 に関する試験に合格してい ること、ベトナム財務省あ るいはVACPAの保持する 公認監査人リストに登録さ れていること、ベトナム法 に基づき設立され、運営さ れている監査事務所と雇用 契約を結んでいること等の 要件を満たせば、外国の専 門家もベトナムにおいてサー ビスの提供ができる。

(出所) 各団体のウェブサイト、AFA年次報告 (2012) IFAC コンプライアンス・プログラムへの各団体の回答、世界銀行  
ROSCレポート及び各国の諸制度に精通している日本公認会計士協会会員からの聞き取り調査等により筆者作成

